



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 小島俊明
 編集人 山口秀子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 発行日(月刊)
 平成16年10月10日

行政書士制度 強調月間 スタート

行政書士制度強調月間の実施に向けて、県総務部長から県関係機関の長並びに各市町村長に対し、次のような文書で依頼が出されました。

滋総第733号
 平成16年(2004年)9月22日

本庁各課長
 各地域振興局長
 関係行政委員会事務局長
 警察本部長
 各警察署長

様 写

総務部長
 (公印省略)

「行政書士制度強調月間」の実施について

このたび滋賀県行政書士会では、行政書士制度に関して広く県民の理解と協力を得ることを目的に、10月1日から同月31日までの1箇月間、「行政書士制度強調月間」を実施されることになり、この期間中は、別表のとおり行政書士電話無料相談、許認可手続無料相談の開設をはじめとする各種の活動を展開されます。

御承知のように、行政書士法においては、行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除いて、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類の作成を業と

することはできないこととされています。

貴職におかれましても、この期間中、滋賀県行政書士会が行う諸種の活動を機に、書類の受理に携わる職員をはじめ各関係者に対し、行政書士法の趣旨が徹底されるよう、御指導いただきますようお願いいたします。

また、行政書士が作成した書類には、記名して職印を押印することが行政書士法施行規則により義務付けられており、職印は次に示す様式が滋賀県行政書士会から指示されていますので、これらの確認を通じて、適正な運用が行われますよう、御留意願います。

なお、平成元年9月25日付け滋総第877号で非行政書士排除に関するプレートの設置を依頼しました機関につきましては、引き続き当該プレートの設置について御協力いただきますようお願いいたします。

ゴム印様式

行政書士
 滋賀県行政書士会会員

行政書士法施行規則第9条第2項
 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

行政書士電話無料相談

従来の「行政書士110番」が、本年より「行政書士電話無料相談」として10月1日(金)10時から16時まで事務局において開催され、各担当者が対応しました。

相談件数と内容は次のとおりです。

- 相続、遺産分割関連 9件
- 交通事故 1件

なお、相談者はびわこ放送、NHK、新聞等マスメディアによりこの相談を知られたようですが、「町役場に相



談に行ったところ、この電話番号を教えてもらった」という方もおられました。(文責：井口 盛司)